

## 旭川市無料低額宿泊所設置運営手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市無料低額宿泊所設置運営指導要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、無料低額宿泊所の設置運営に関する手続等について定めるものとする。

(事前協議)

第2条 要綱第4条の規定による事前協議は、事前協議書（第1号様式）に関係書類を添付して行うものとする。

2 設置予定者は、本市及び設置予定地の近隣住民等に対し、事業運営について十分に説明等を行い、理解を得るよう努めるものとする。

(開始届等)

第3条 設置予定者が社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の2第1項の届出を行う場合は、事業開始の日から1月以内に、第2種社会福祉事業経営開始届（旭川市社会福祉法施行細則様式第12号の2）に第2種社会福祉事業経営開始届に係る関係書類（第2号様式）を添付して、市長に届出を行うものとする。

2 設置予定者が法第68条の2第2項の届出を行う場合は、事業開始の日の1月前までに、第2種社会福祉事業経営開始届（旭川市社会福祉法施行細則第12号の2様式）に第2種社会福祉事業経営開始届に係る関係書類（第2号様式）を添付して、市長に届出を行うものとする。

3 設置者は、第1項又は第2項の手続を終えた後に入居者の募集を開始するものとする。

(事業変更届)

第4条 設置者が法第68条の3各項の届出を行う必要のある場合は、変更・廃止届（旭川市社会福祉法施行細則第14号様式）及び市長が指定する関係書類を添付して、市長に届出を行うものとする。

(事業廃止届)

第5条 設置者が法第68条の4の届出を行う必要のある場合は、変更・廃止届（旭川市社会福祉法施行細則第14号様式）及び市長が指定する廃止にあたっての入居者の措置の内容が確認できる書類を添付して、市長に届出を行うものとする。

(定期報告)

第6条 設置者は、毎年7月末日までに次の書類を市長に提出するものとする。

(1) 前年度分の決算書（施設毎の内訳が把握できない場合は、決算書のほか、施設毎の貸借対照表及び損益計算書）

(2) その他市長が指定する書類

附 則

1 この要領は、令和2年5月8日から施行する。